

令和5年3月1日

フジタ道路株式会社

お取引先 各位

適格請求書等保存方式の導入に伴うお知らせ

拝啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入控除の要件となります。弊社といたしましては、適格請求書発行事業者でないお取引先様には消費税としてはお支払いできなくなりますので、適格請求書発行事業者のご登録をいただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、適格請求書発行事業者のご登録をされますと、令和5年10月1日以降消費税の申告・納税の義務が生じますのでご留意下さい。

敬具

記

また、弊社は令和4年1月27日付で下記の登録番号にて、適格請求書発行事業者の登録申請手続きを完了しております。

適格請求書発行事業者登録番号 T7-0100-0103-4923

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただくことができます。

以上